

岩手県告示第149号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和5年岩手県告示第485号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手郡雫石町沼返
- 2 実施した期間 令和5年8月10日から同年11月13日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量及び水準測量